

もやいこハウス施設概要・利用について

もやいこハウスは「多文化共生センター」と「多目的交流センター」の総称です。
もやいこハウス（多文化共生センター及び多目的交流センター）は、多くの人が利用する**公共施設**です。以下の「施設概要」を熟読し、裏面の「利用について」を守りましょう。

～ 施設概要 ～

- 所在地 知立市昭和9丁目2番地
知立団地74号棟3号室（多文化共生センター）
知立団地74号棟4号室（多目的交流センター）
- 開館時間 午前9時から午後9時まで
※ただし、市長が必要と認めた場合はこれに限りません。
- 休館日 1月1日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで
※ただし、上記以外の日を臨時休館とする場合や、施設利用中においても臨時に利用を中止していただく場合があります。
- 使用料 無料
- 駐車場 もやいこハウスに駐車場はありません
知立団地商店街の有料駐車場をご利用ください
- 実施できる活動
多文化共生センター・・・外国人住民からの相談や情報提供、並びに住民同士の交流に関する活動など
多目的交流センター・・・地域住民の交流や集会、その他公共的な活動など
- 利用申込方法
利用希望日の3ヵ月前の月の初日から、利用希望日の3日前までの市役所開庁時間（平日の午前9時から午後4時まで）に、利用申請書を提出してください（利用申請書は、地域活動推進課窓口または市ホームページで入手できます）。希望施設の利用状況等を確認し、後日利用許可書を発行します。
- 当日の利用方法
施設利用の当日に鍵を借用し、利用後は直ちに返却してください。鍵の借用時には、市が発行した利用許可書を提示し、返却時には利用報告書をあわせて提出してください。
※利用許可書の受け取り後、許可内容変更や利用の取消を希望する場合は別途、手続きが必要です。
- 鍵の借用・返却場所
利用日時によって、鍵の借用・返却場所が異なりますのでご注意ください。
※ただし、場合によっては知立団地内のUR管理事務所で借用・返却ができることがあります。
<平日昼間に利用するとき>
市役所3階 地域活動推進課窓口
<土日祝日または平日夜間に利用するとき>
市役所 休日夜間窓口（市役所北側駐車場に入り口があります）

～ 利 用 に つ い て ～

- ・施設の目的に合う活動内容で利用の申請ができます
- ・許可された施設の**利用日時**や**利用目的**を守りましょう
- ・施設内は**土足厳禁**なので、1階の入り口で靴やサンダルなどを脱ぎましょう
- ・施設内で**火気の使用**や**喫煙**、**飲酒**をしないでください
- ・**政治**や**宗教**、**営利**を目的とする活動はしないでください
- ・騒音または大声を発するなど、**他人に迷惑を及ぼす行為**をしないでください
- ・環境保全のためにも**節電**、**節水**に努めましょう
- ・多目的交流センターの2階を利用する場合は、**転落防止**のため2階の階段前の扉を閉めて利用してください
- ・許可を受けないで、施設内及び敷地内に**ポスター**や**チラシ**を掲示したり、団体や個人の備品等を設置しないでください
- ・利用した施設は**原状回復**とし、ごみは持ち帰り、展示物などは撤去しましょう
- ・利用後は、忘れずに**清掃**や**戸締り**をしましょう
- ・知立市に**暴風警報**が発令されたときや、市から利用の中止を求められた場合は、直ちに**利用を中止**し、すみやかに鍵を返却してください
- ・施設裏のバックヤードへ**駐停車しない**でください
- ・許可を受けないで、施設内や敷地内（駐車場を含む）において物品を販売し、または金品の募集等をしないでください
- ・貴重品やその他の所持品は各自の責任において保管し盗難防止に努めてください
- ・他人に危害または迷惑を及ぼすおそれのある物品や、動物を持ち込まないでください
- ・許可を受けないで、施設の備品等を持ち出してはいけません
- ・施設や敷地などを汚したり損傷をするおそれのある行為をしないでください
- ・意図せず施設や敷地などを汚したり損傷した場合は、すみやかに地域活動推進課へ報告してください
- ・催事を行うときは、もやいこハウス内外の秩序を保持するため、必要な整理員を置いてください
- ・利用中に施設や設備の異常を感じたら、直ちに利用を中止し、地域活動推進課へ報告してください

上記項目が遵守できない利用者に対して、市は利用許可を取り消す場合があります（条例第8条）。また、施設や設備を故意または過失によって損傷や滅失した場合は、損害に応じて費用を請求します（条例第11条）。

【問い合わせ先】 知立市役所 地域活動推進課 電話0566-95-0144（直通）